### 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡奈井江町
- 2 構造改革特別区域の名称 奈井江町セダン特区
- 3 構造改革特別区域の範囲北海道空知郡奈井汀町の全域

#### 4 構造改革特別区域の特性

奈井江町は、北海道空知地方の中心部、石狩平野のやや北側に位置し、豊かな森林と美しい自然環境に恵まれ、農業と工業が主な産業となっている。

奈井江町は行政面積が88.05 K㎡であり、交通環境としては、JR函館本線、 国道12号線が中央部を、高速自動車道が東部山手沿いに南北に縦貫し、さらには、 道道5路線が整備され比較的恵まれているが、JR及びバス路線については、主に 国道に沿って人口集中地区に運行されており、町内全域をカバーできる状況になく、 町民の多くは移動手段を自家用車に頼っている。

奈井江町の人口は、7,002人(平成17年11月30日現在)であり、このうち65歳以上高齢者は2,106人に上り、高齢化率は30.08%となっている。そのうち、高齢者状況調査(空知支庁より調査依頼 平成17年10月1日現在)によると、独居高齢者が481人、高齢夫婦が776人に上り、全体の59.7%が高齢者のみの世帯となっている。この他に身体障害者407人(うち308人が65歳以上高齢者) 在宅の知的障害者46人、精神障害者71人が町内で生活しており、高齢者や障害者等の移動に制約を受けるものが多数存在しており、そうした移動制約者に対する支援策の整備が急務である。

#### (1)移動制約者の状況

### 知的障害者

奈井江町の療育手帳を所有する知的障害者は106人、このうち社会福祉法人が 運営する知的障害者更生施設に60人が入所しており、その他は単身、家族やグループホーム等で生活し、10人が通所で更生施設を利用して自立訓練を行っている。 支援費制度の居宅支援サービスの利用者は26人いるが、それぞれ慣れ親しんだ 支援員により生活支援や通院などの援助を受けている。

知的障害者は、介護者や環境の変化によりパニックに陥る場合があり、特に重度の者は、公共交通機関の利用も単独では困難であり、通院などの輸送についても、できるだけ環境を変えずに普段のサービスと同じ介護者であることが有効である。身体の障害を併せ持つ者については、肢体不自由障害者と同様に福祉車両での輸送が必要であるが、身体に障害のない知的障害者については、慣れ親しんだ支援員が

運転・介助するセダン型車両での輸送が望まれる。

## 支援費居宅支援申請状況(平成17年3月31日現在 数値は延べ人数)

サ	ービス内容	居	宅	介	護	短	期	λ	所	デイサービス	グループホーム	仁	計
人	数			2	4			1	0	1	7		4 2

### その他の移動制約者

### ・身体障害者

奈井江町の身体障害者手帳交付者は402人であり、移動に制約を受ける肢体不自由障害者は262人、視覚障害者は30人である。このうち在宅で支援費制度の居宅支援サービスを利用する者が3人(内2人が障害児)、社会福祉法人が運営する身体障害者授産施設の入所者が29人おり、その他の多くは介護保健サービスを利用している。知的障害者と同様に公共交通機関の単独利用が困難であり、多くの者は通院などに家族の協力を得て自家用車等を利用せざるを得ない状況にある。

なお、重度肢体不自由障害者については、福祉車両での輸送が必要であるが、軽度 の者、視覚障害者については、セダン型車両による対応が望まれる。

# 身体障害者手帳交付状況(平成17年3月31日現在)

区分	視覚	聴 覚	言 語	肢体不自由	内部疾患	総数
1 級	8	1	0	4 0	5 2	1 0 1
2 級	7	1 4	0	6 2	0	8 3
3 級	2	2	3	4 0	6	5 3
4 級	6	4	2	6 8	1 9	9 9
5 級	2	1	0	3 7	0	4 0
6 級	5	6	0	1 5	0	2 6
計	3 0	2 8	5	262	7 7	4 0 2

### 支援費居宅支援申請状況(平成17年3月31日現在 数値は延べ人数)

X	分	居	宅	介	護	短	期	λ	所	デイサービス	グループホーム	合 計
身	体				1				0	0	0	1
児	童				2				5	1 2	0	1 9

## ・介護保険サービス利用者

奈井江町の要介護(要支援)者は、281人、このうち137人が居宅介護サービスを利用している。要介護(要支援)者への通院等日常生活に関わる外出支援は、在宅生活を支える上で重要な役割を果たしており、このうち介護度が高い者については福祉車両での輸送が基本となるが、身体機能低下が軽度な認知症高齢者、移動制約者については、福祉車両を必要としない場合が多いため、利用希望者のニーズに対応するためにもセダン型車両による対応が望まれる。

要介護(要支援を含む)認定者数(平成17年3月31日現在)

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号 被保険者	6 1	7 7	3 5	3 7	2 9	3 1	2 7 0
第 2 号 被保険者	1	4	2	2	1	1	1 1
合 計	6 2	8 1	3 7	3 9	3 0	3 2	2 8 1

# 居宅介護サービス受給者数(平成17年3月31日現在)

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号 被保険者	4 1	5 5	1 8	1 7	6	3	1 4 0
第 2 号 被保険者	1	3	1	1	1	0	7
合 計	4 2	5 8	1 9	1 8	7	3	1 4 7

## ・精神障害者

奈井江町より近隣市にある通所授産施設及び共同作業所に通所している精神障害者は2人おり、就労訓練を行いながら、地域で自立した生活を送っている。

これらの障害者は、家族はもとより仲間・スタッフ等の支援により日常生活を送っているが、体調の変化等により精神的に不安定になることがあるなど、公共交通機関の利用が困難になる場合が見受けられる。

身体機能障害がないため、福祉車両の使用を必要としないが、保護者の高齢化が 進みつつあり、今後ホームヘルプサービスによる移送が必要となることが予想され ることから、セダン型車両の導入によるサービス体制の整備が求められる。

## (2)公共交通機関の状況

### 路線バス

北海道中央バス(株)が国道12号線で特急上下とも11本(停留所1カ所)普通上下とも18本(停留所2カ所)向ヶ丘地区を経由して砂川市へ向かう向ヶ丘線が上下合わせて13本、浦臼町を結ぶ浦臼・奈井江線が上下合わせて8本運行されているが、主に町内中心部を対象とした運行であるため、生活の足として十分な状況とは言い難く、また、バス事業者が赤字路線を縮小することによる路線維持の問題もあり、町としてバス事業者に補助を行いながら住民の生活路線を支えている状況である。

### 鉄道

前述のとおり、JR函館本線が南北に縦貫しているが、国道、道道の計画的整備により自家用車の普及が浸透している状況である。これにより鉄道の利用者は年々減少しており、現在は普通列車のみ上下線とも1日16本のみの運行となっている。利用者の中心は近隣の高校に通学する生徒が中心であり、しかも駅施設は一部バリアフリー化されておらず、乗降の介助が必要な移動制約者の利用は困難な状況である。

### タクシー事業者

町内には2社のタクシー事業者があり、2社とも一般営業運転のみの事業展開となっている。ただし、そのうち1社については、系列会社と連携し、顧客のニーズに合わせて、系列会社で所有している福祉車両を利用し対応している。

また、平成16年1月30日付で、町内に在住する個人が一般乗用旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条における患者等輸送事業)を受け、タクシー事業者として登録し、町内の高齢者、要介護者及びその家族に対して福祉運送サービス(福祉車両1台による有償運送)を提供している。

バス・鉄道等の公共交通機関は便数や車両の課題があり移動制約者の需要には対応しきれない部分もあるため、タクシーは重要な交通手段の一つとなっているが、 台数等の制限もあり、全ての需要を補っているものではない。

# 奈井江町内タクシー事業者の状況(平成17年3月31日現在)

会社	名	車両所有台数	う ち 福 祉 車 両 台 数
奈井江交通株式	会 社	5 台	-
奈井江北星八 イ 株 式 会	ヤ ー 社	7台	系列会社で所有 (美唄2台、滝川・砂川各1台)
福祉タクシー	友 愛	1台	1台

#### (3)自家用車の状況

奈井江町の自家用車(乗用車・軽自動車)保有の状況は、平成17年3月31日現在で、3,406台であり、車両一台当たりの人口は2.29人であり、世帯では1.1世帯である。

自家用車の保有台数は、モータリゼーションが進むにつれ年々増加傾向にあり、 鉄道やバスが衰退する一方で、住民の足として無くてはならないものとなってい る。

しかし、知的障害者の多くは、自家用車の所有はおろか、運転免許を所有していない者であり、移動を援助する家族が身近に居住していない者などは、タクシー等の交通機関に頼らなければならず、ますます移送サービスの充実が求められるところである。

## 奈井江町の人口と自家用車の保有台数の現状(平成17年3月31日現在)

人		世	帯	数	乗用	・軽自動車	車両一人当たり人口
7	,023人	3 ,	0 6	5 世帯	3	,406台	2.29人

# 5 構造改革特別区域計画の意義

奈井江町において福祉輸送サービスは、障害者や要介護者など移動制約者にとって、地域で生活していく上での生命線というべきものであるが、過疎化に歯止めがかからないため、大手民間事業者の参入や、公共交通機関(鉄道・バス)の増便や新規路線の開設が見込めず、地元の福祉関係者が主体となって福祉輸送サービスを支えていかなければならない。

福祉車両による輸送は、車椅子等を常時使用している者や寝たきりの高齢者の移動手段としては有効であるが、身体機能低下が軽度な認知症高齢者や重複障害のない知的障害者などに対する輸送にはセダン型車両での対応が必要である。

本特例を活用することで地元の社会福祉法人等による輸送体制の整備拡充が図られる。また、将来的にはボランティア団体等の参入も可能となり、障害者や要介護者が住み慣れた地域で、健常者と共に安心して在宅生活ができるようになり、地域福祉の充実が図られる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

当町では、平成6年の開町50年を契機に、保健・医療・福祉が町の取り組むべき最重要課題であると認識し、「健康と福祉のまち宣言」を行うとともに、平成7年度の「まちづくり計画」において、「おもいやり明日へ」を指針的テーマとして掲げ、町民と一体となった「人にやさしい」「おもいやりのある」まちづくりを進めている。その上で、今後さらにそれを推進していくためには、障害者や要介護者の移動手段の充実もかかせない事項の一つである。しかし、現在の体制では、今後障害者や要介護者のニーズに対応しきれない可能性があり、本計画の認定を受けることで福祉車両に加えて一般車両による移動支援が可能となり、障害者や要介護者が住み慣れた安心して地域に根ざした生活をすることができる。

また、障害者や要介護者本人のみならず、その家族の負担も軽減することができ、 家族の健康維持が図られるとともに、障害者の就労、社会参加等の機会が増えるこ とにより、福祉に対する地域住民の理解が深まり、ボランティア活動などの福祉活 動が促進されることが見込まれる。

本計画を当町の福祉施策の柱として、町民と一体となったまちづくりをすすめ、 誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせる「おもいやり」のまちづくりを目指すも のとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果本計画の実施により、保護者等介護者の負担軽減が図られることから、保護者等の就労機会が拡大され、障害者・要介護者を支える保護者等世帯の家計の安定が図られる。また、セダン型等の一般車両での福祉有償運送サービスが確立されれば、

身体的・精神的起因による交通事故等に遭遇するリスクを軽減することができ、安全・安心な移動手段が確保されるとともに、外出の機会が増えることにより、移動制約者の自立した生活の維持や生きがい活動が推進され、地域での積極的な社会活動が可能となる。

## 8 特定事業の名称

1206(1216) N P O 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に 関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と 認める事項
- ・奈井江町福祉有償運送協議会に関する連絡調整体制の整備 社会福祉法人等による福祉有償運送が実施できる体制を整備するため、関係各機 関の参加により運営協議会を設置し、情報交換等を行いながら町内全域における福 祉有償運送の円滑な実施を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその事業を促進しようとする特定事業 の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容 構造改革特別区域において実施し又はその事業を促進しようとする特定事業 の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

### 1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における 使用車両の拡大事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、構造改革特別区域内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画認定日
- 4 特定事業の内容
- (1)事業に関与する団体

奈井江町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

## (2)事業が行われる区域

出発地又は到着地が奈井汀町

# (3)事業により実施される行為

事業に関与する主体がセダン型車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている者や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1)必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。また、前述のとおり、個人による介護タクシー事業が実施されているが、運行車両は1台のみで、主に要介護者等高齢者を中心にサービス展開を実施しており、知的障害者等の移動制約者に対する移送サービスが未だ充足していない現状にある。さらには輸送実施事業者の福祉車両の導入が移動制約者の増加に対応しきれず、車椅子等を使用しない移動制約者に対する移送サービスは充分に提供できていないため、使用車両を社会福祉法人等が所有するセダン型にまで運用の拡大を図ることにより、高齢者や障害者の通院や社会参加が促進されるよう改善する。

# (2) 奈井江町福祉有償運送運営協議会

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による奈井江町福祉有償運送 運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会の事務局は奈井 江町おもいやり課に置く。

### 運営協議会の構成等

運営協議会は奈井江町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・学識経験者
  - 身障福祉協会奈井江分会長
  - 奈井江町民生(児童)委員協議会長
- ・利用代表者
  - 利用者代表または利用者保護者代表
- ・地域ボランティア
  - 奈井江町社会福祉協議会長
- ・関係交通機関
  - 町内タクシー事業者代表
- ・行政機関
  - 北海道運輸局札幌運輸支局長またはその指名する職員
  - 奈井江町まちづくり課長

オブザーバーとして北海道空知保健福祉事務所長またはその指名する職員

#### 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に 運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

#### (3)運営主体

奈井江町内で活動する社会福祉法人、NPO法人(保健、医療または福祉の増進を図ることを主たる目的として活動を行う者に限る。)、医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

#### 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第4条にいう「身体障害者」

その他の肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む。) 精神障害、知的障害等により独立した移動が困難なため、単独では公共交通機 関を利用することが困難な者。

## 対象者の管理

運営主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定や身障手帳・療育手帳など、対象者の証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

## 苦情の処理

運送主体では、利用者の苦情受け付けについて、会員登録時に説明し対応する。

## (4)使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

運営主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明確に表示されていること。

#### (5)運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営委員会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

申請前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。

北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を 受講した者であること

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修 を終了した者であること。 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者であること。

その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

## (6)損害賠償措置

運送に使用する車両全でについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険もしくは共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る)に加入していること。

# (7)運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の 状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとす る。

上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね1/2とする。

# (8)運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

### (9)法令遵守

運営主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものではないこと。